

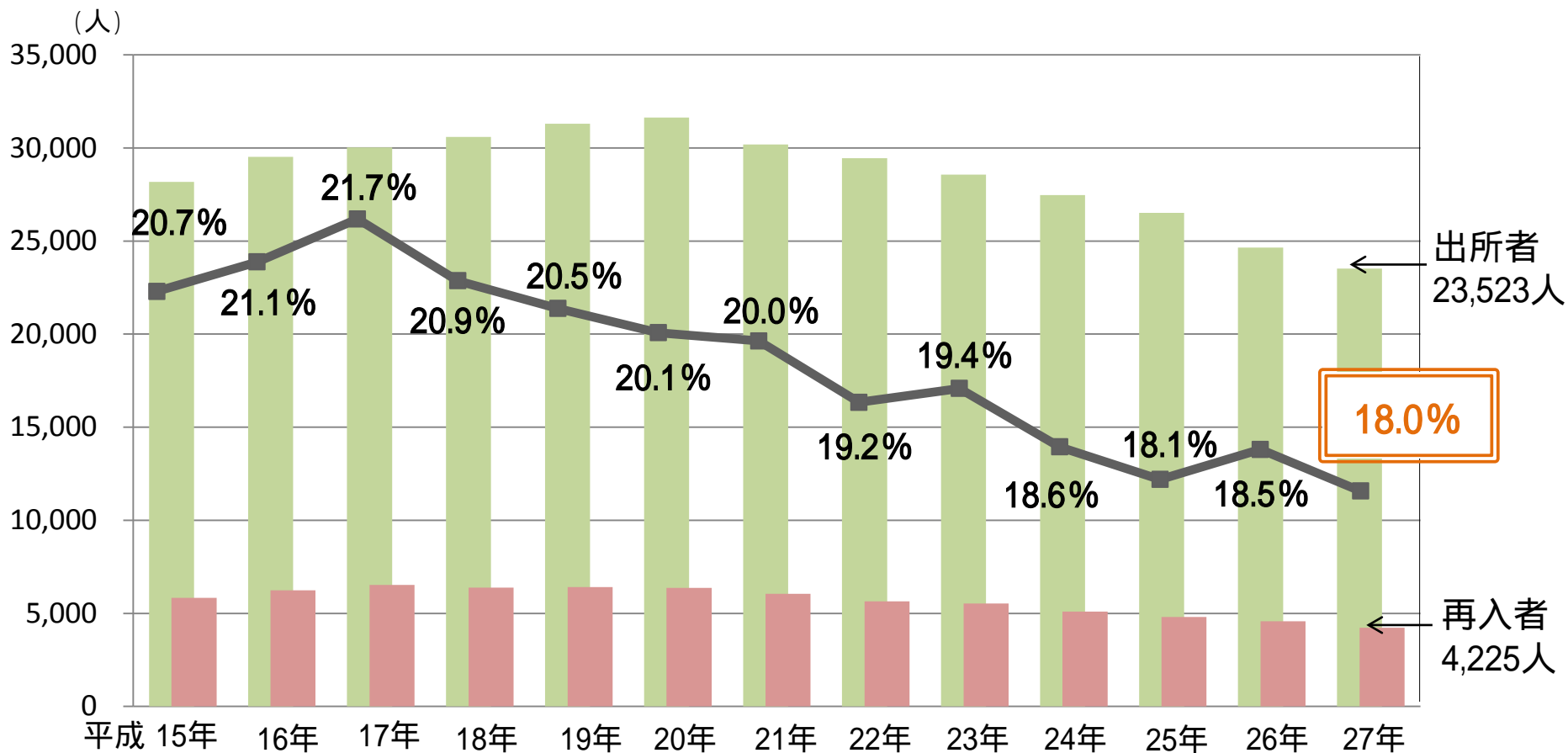
再犯防止対策の概要

法務省大臣官房秘書課政策評価企画室

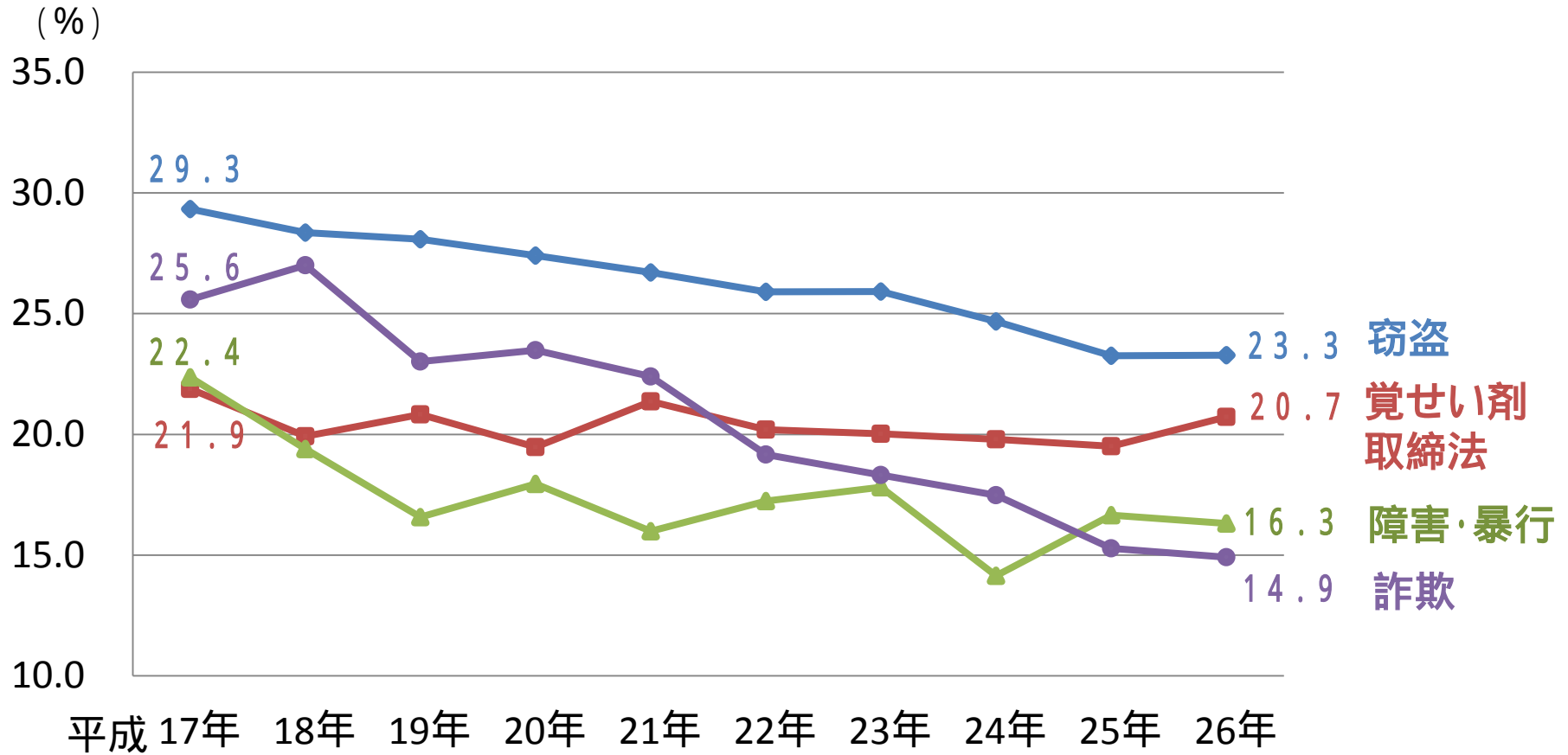
平成29年10月30日

再犯の現状と再犯防止対策の必要性

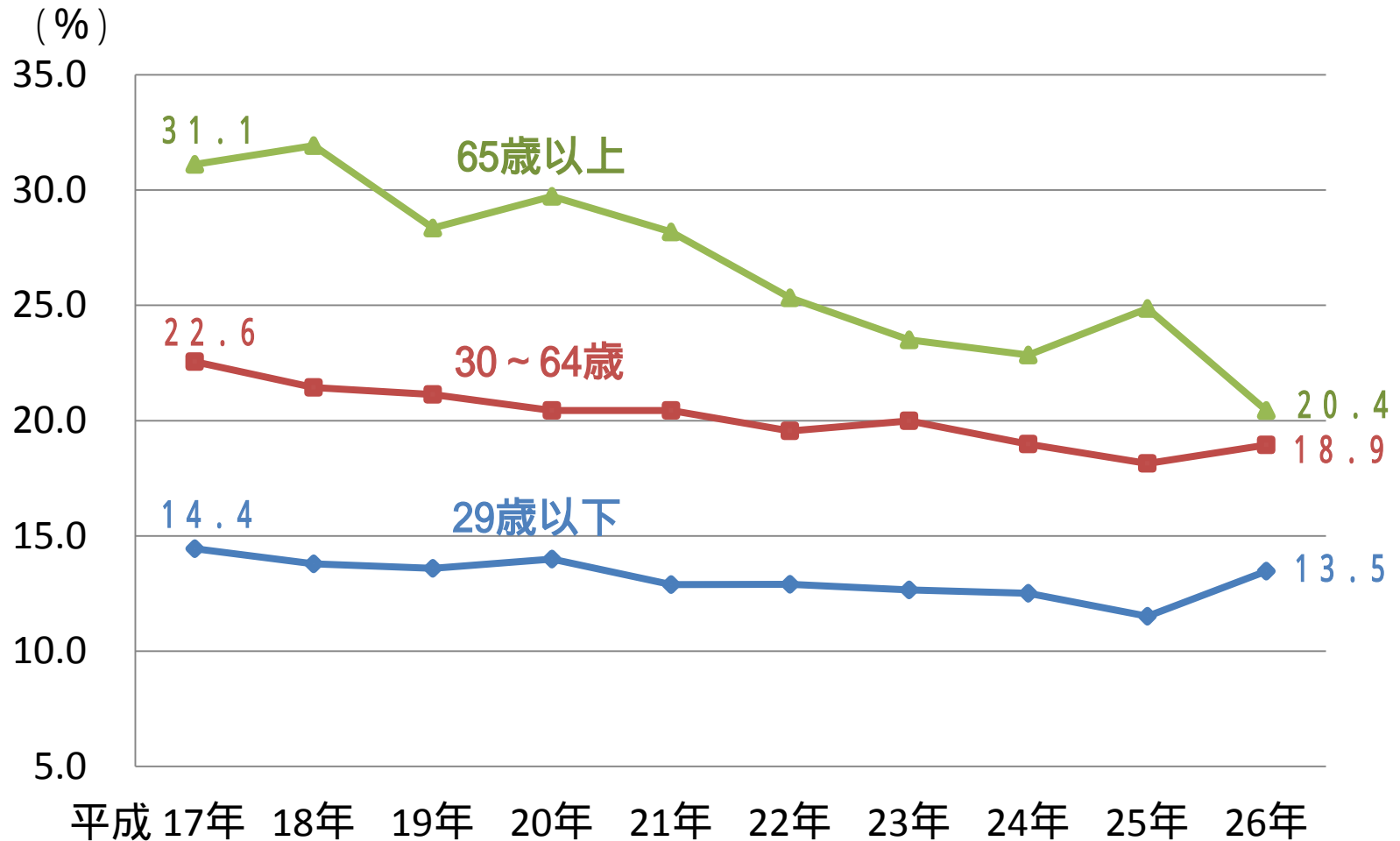
出所受刑者の2年以内再入率



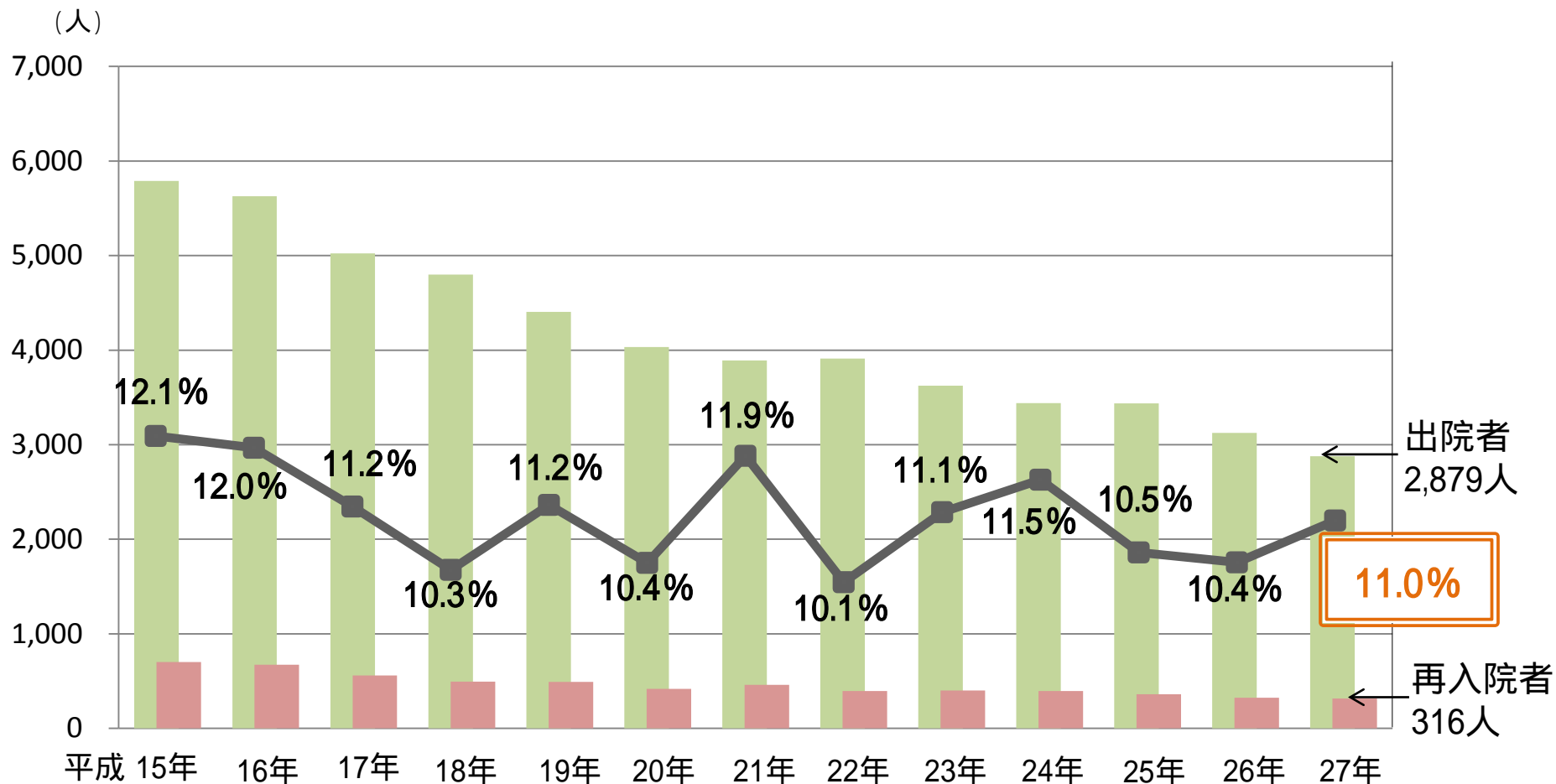
罪名別の2年以内再入率



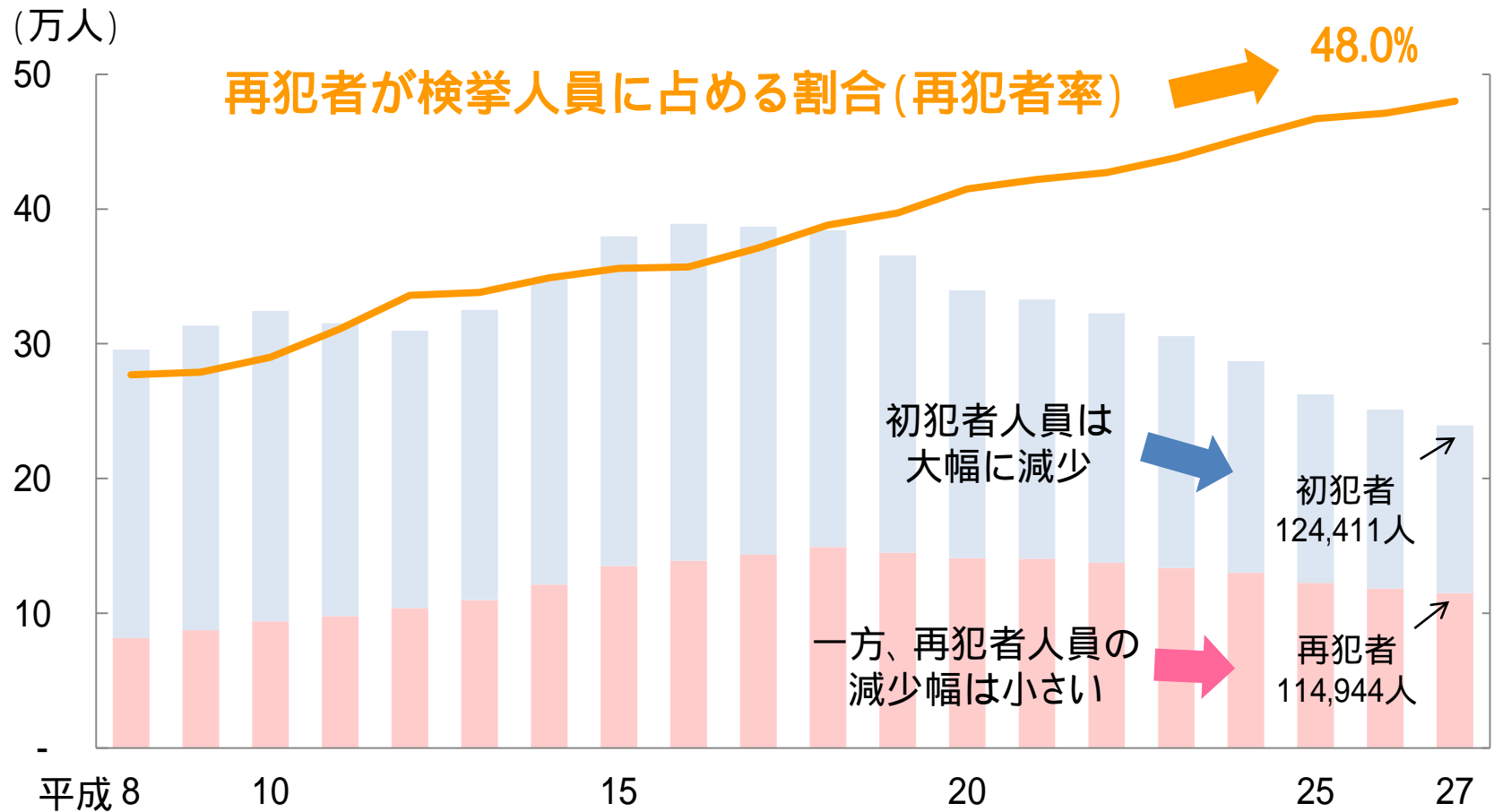
年齢層別の2年以内再入率



少年院出院者の2年以内再入院率

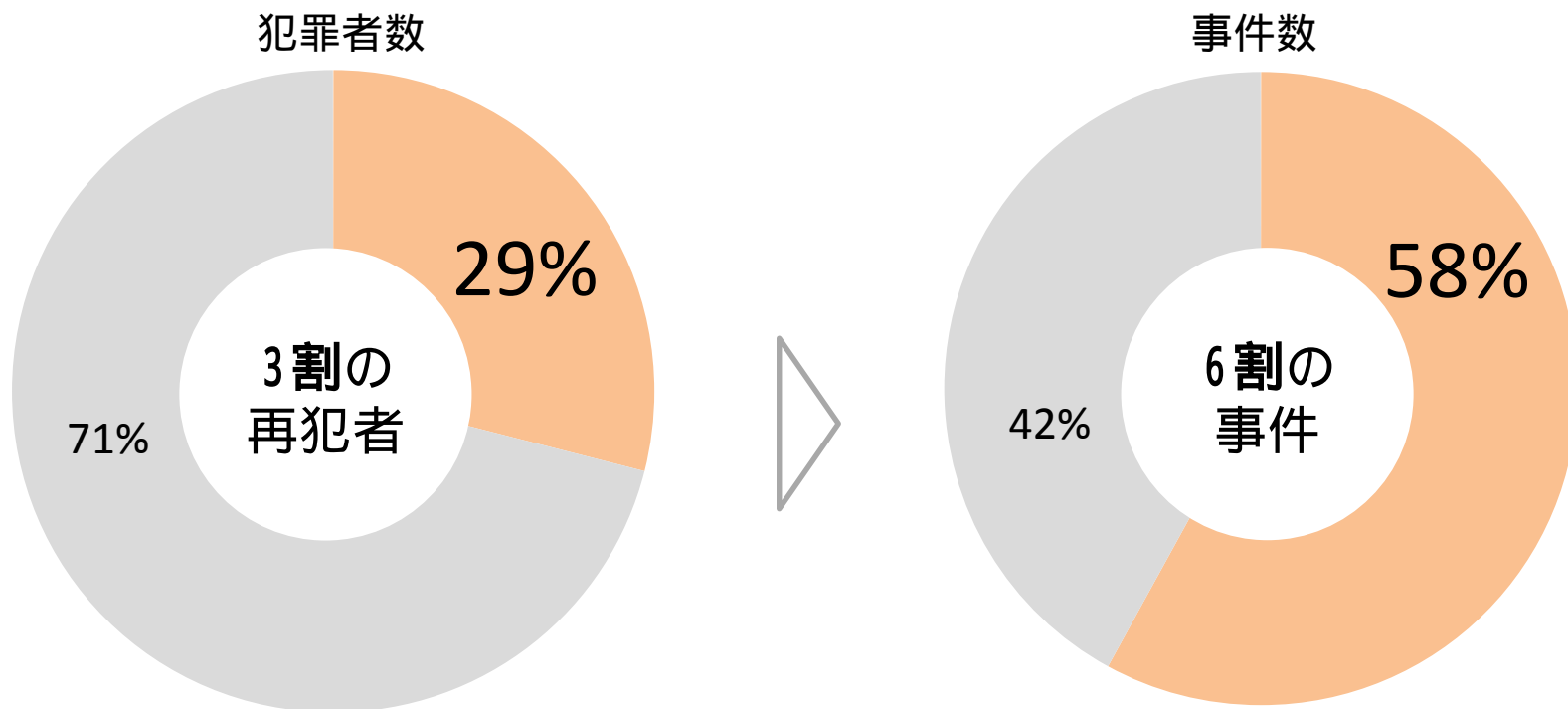


刑法犯検挙人員と再犯者率の推移



(平成28年版犯罪白書)

約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている



(出典：平成19年犯罪白書)

昭和23年から平成18年9月30日までの間に有罪が確定した者のうち、初犯者・再犯者の区別をせずに無作為に抽出した100万人を対象として調査したものの。

再犯を防ぐために必要なこと

再犯を防ぐために必要なこと

本人の反省や
教育・訓練



犯罪・非行への反省

適切な考え方・
行動様式等の習得

社会復帰に必要な
知識・技能の習得

社会復帰後の
生活の土台作り



住居を得る



仕事を得る

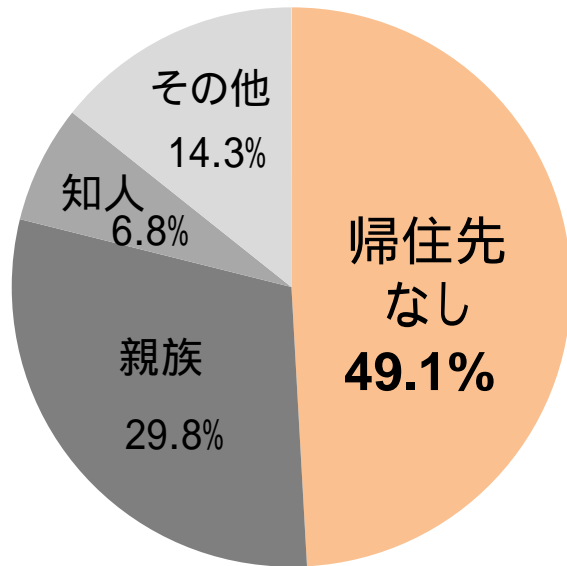


学校に通う

住居と再犯の関係

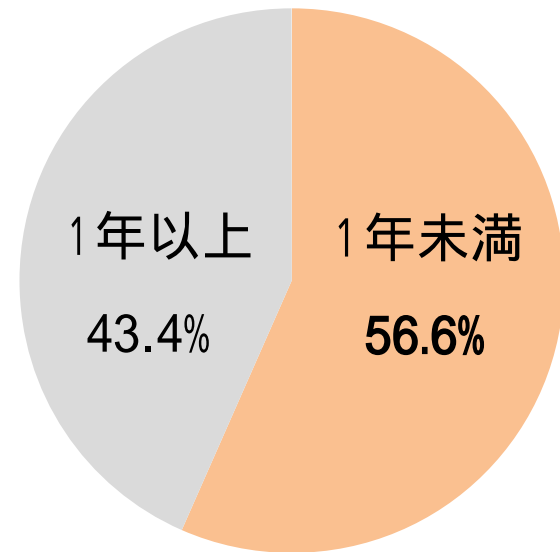
帰る場所がないまま出所する受刑者
年間約4,700人

出所時に適切な帰住先がなかった再入者の
約6割は1年未満で再犯



平成28年の満期出所者数
(9,649人)

満期出所者の帰住先(平成28年矯正統計年報)

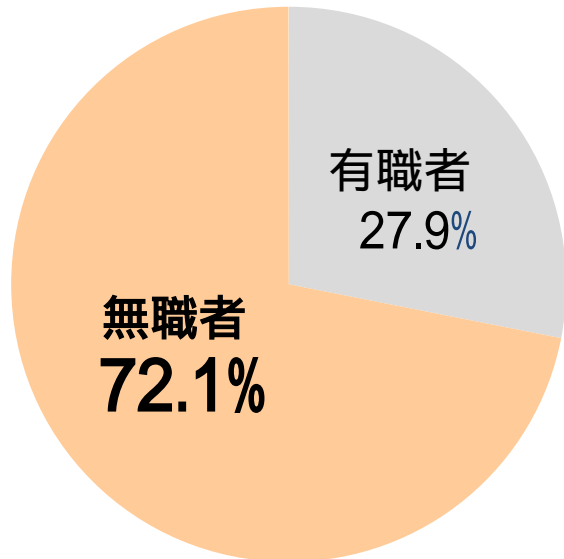


再入者の再犯期間別構成比
(前刑帰住先なし18,819人)

平成16年から20年の累計
(平成21年度犯罪白書)

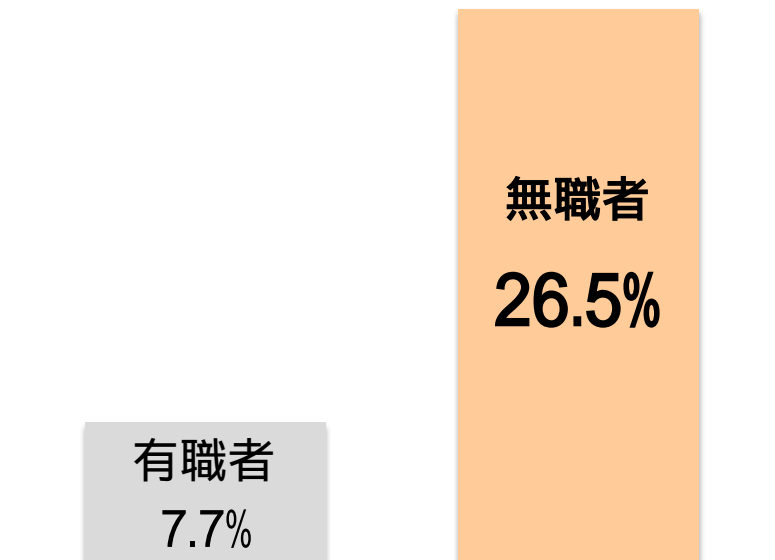
仕事と再犯の関係

刑務所の再入所者のうち
約7割が再犯時無職



(平成28年版犯罪白書)

仕事のない人の再犯率は
仕事のある人の約3倍



(平成23年から27年までの保護統計年報の累計)

再犯を防ぐために必要なこと

必要な保健医療・福祉サービスの利用

福祉施設等の利用

生活保護の受給

障害者手帳の取得



薬物依存症からの回復

支援者・理解者の存在



早期の段階での支援

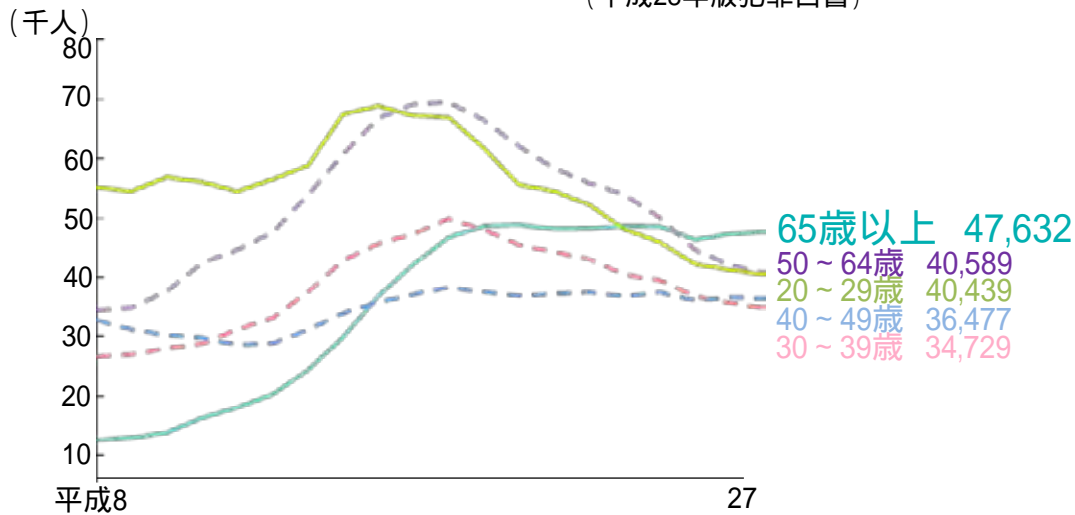
相談相手の存在

立ち直りを応援してくれる人の存在

高齢犯罪者・障害のある者の検挙の状況

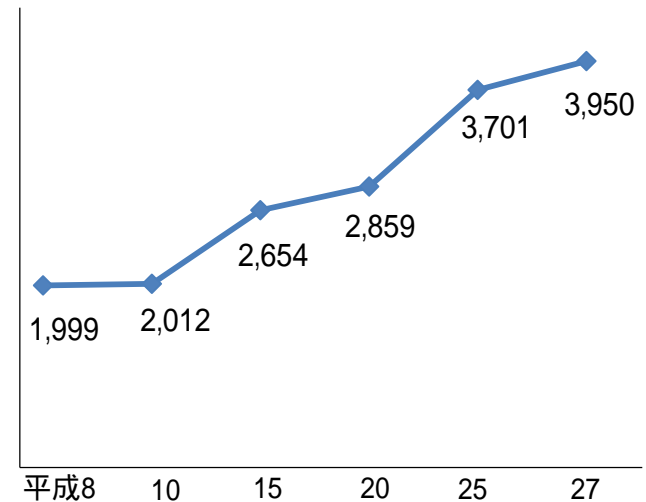
刑法犯検挙人員の推移(年齢層別)

(平成28年版犯罪白書)



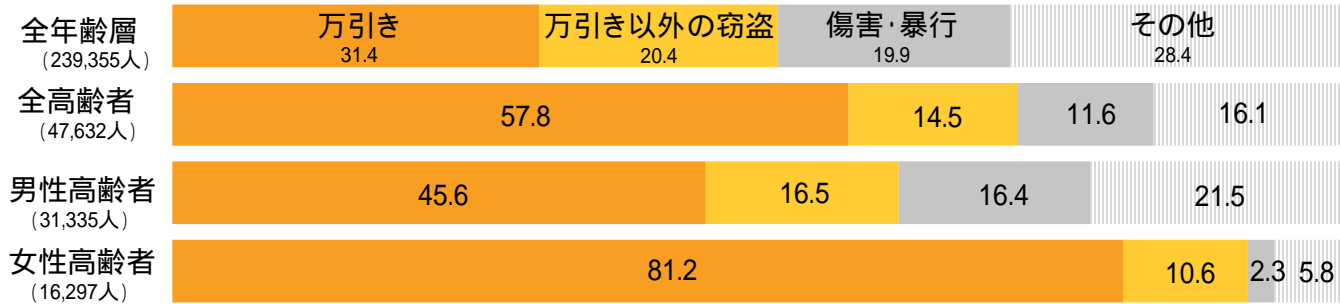
精神障害者等による刑法犯検挙人員

(犯罪白書より作成)



高齢者の検挙人員の罪名別構成比(%)

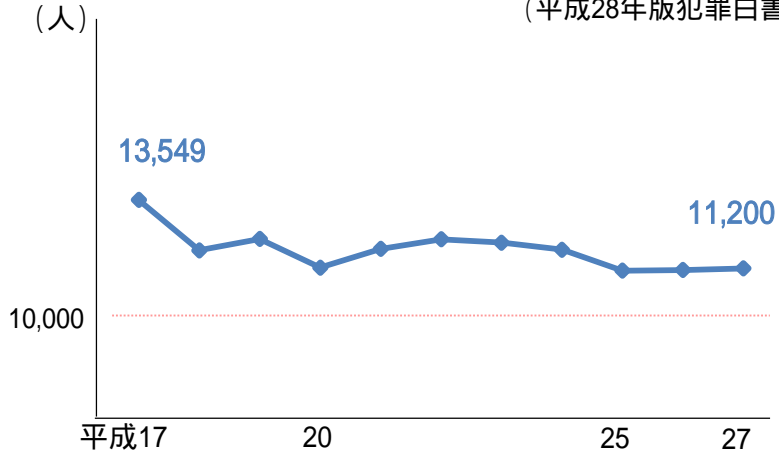
(平成28年版犯罪白書)



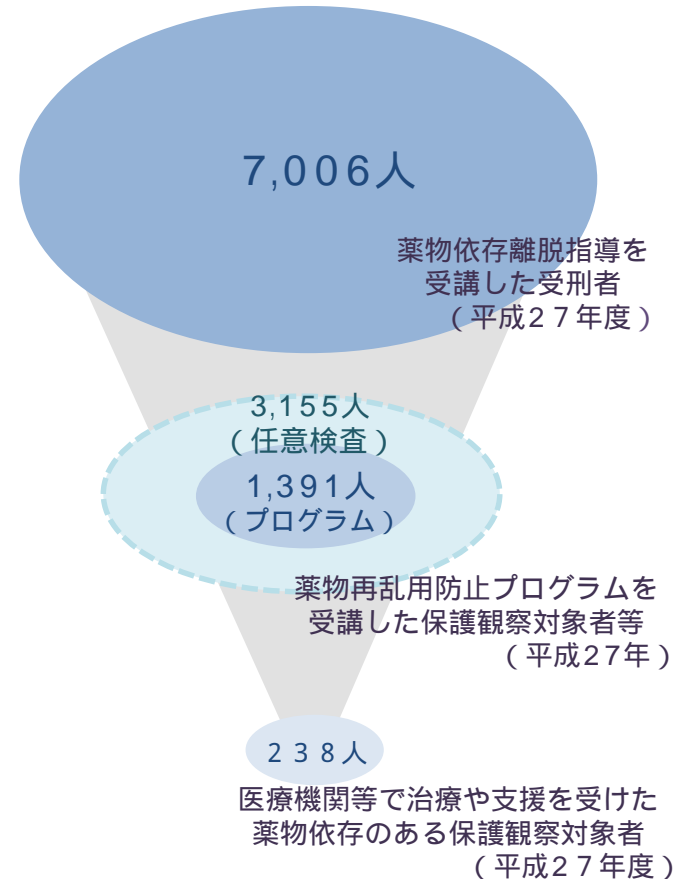
薬物事犯者の検挙の状況等

覚せい剤取締法違反 刑法犯検挙人員の推移

(平成28年版犯罪白書)

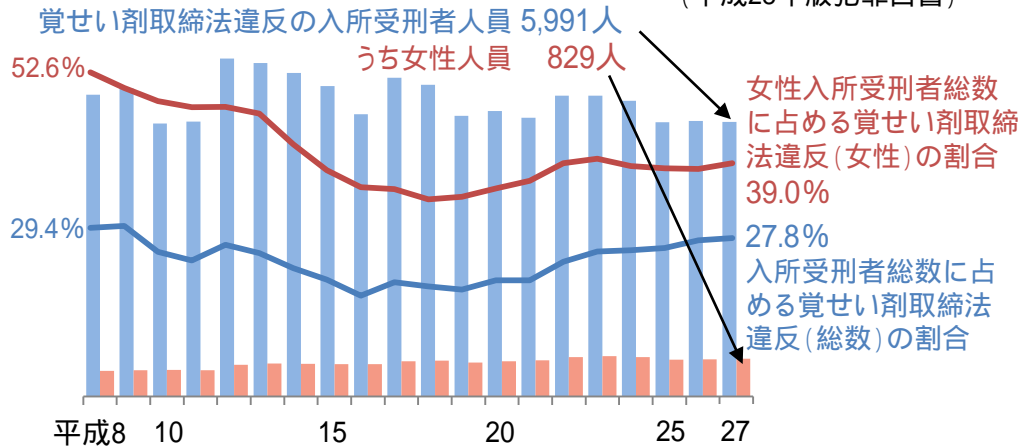


再乱用防止のための指導・治療等の状況



覚せい剤取締法違反 入所受刑者の数とその割合

(平成28年版犯罪白書)



これまでの政府の取組と成果

最近の政府の取組

平成24年 7月 犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が決定

政府として初めて、再犯防止に関する数値目標を掲げた長期的・総合的な対策を策定

平成26年12月 犯罪対策閣僚会議で宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定

再犯防止を進める上でカギとなる自立に必要な「仕事」と「居場所」の確保のための施策と数値目標を設定し、経済界や国民に理解と協力を呼び掛け

平成28年 7月 犯罪対策閣僚会議で薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策が決定

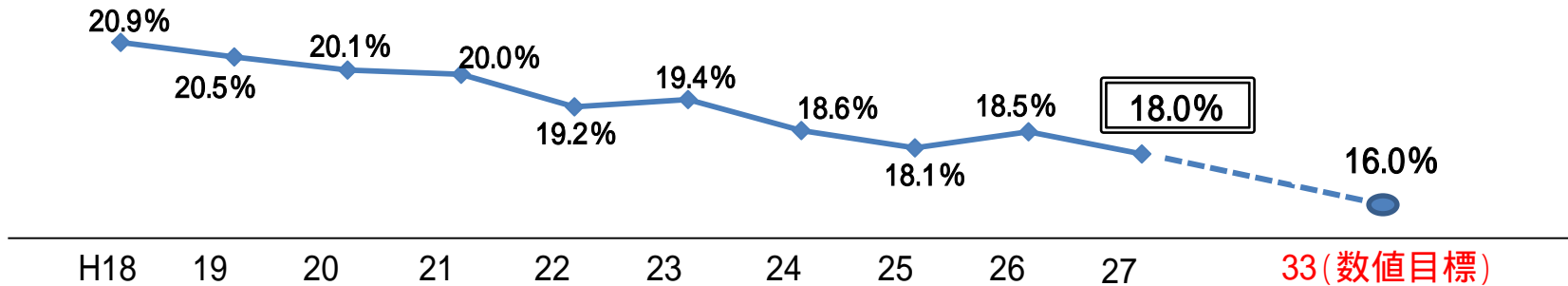
立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等が、刑事司法関係機関のみならず、社会においても“息の長い”支援を受けられるようにするための施策を決定

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行

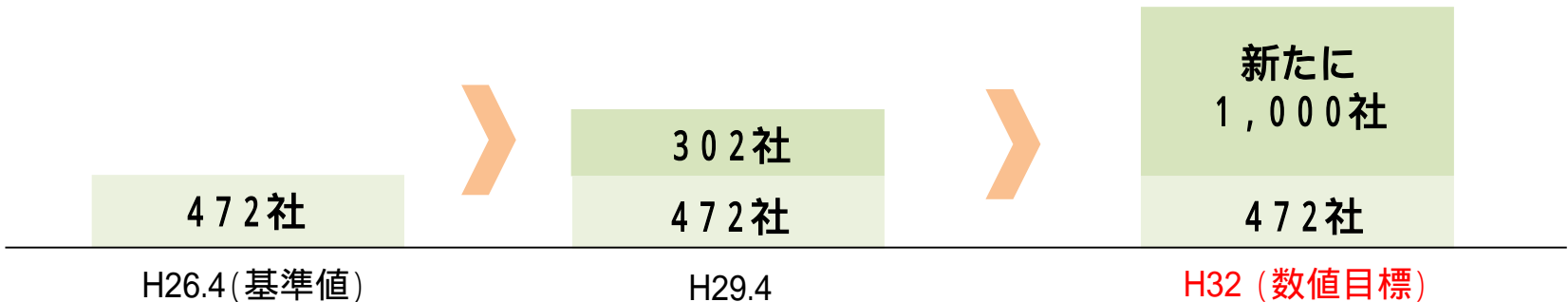
都道府県及び市町村についても、地域の状況に応じた再犯防止施策を策定し、実施する責務を規定

目標の達成状況

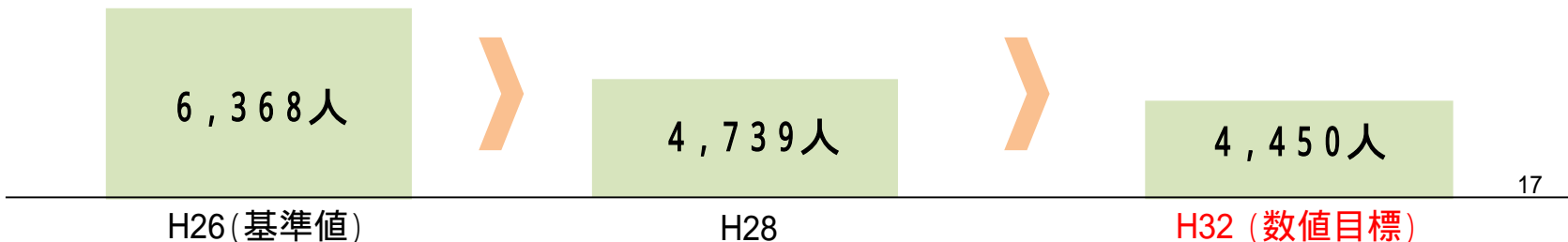
出所受刑者の2年以内再入率を20%以上減(総合対策)



刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の数を3倍に(宣言)



帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減(宣言)



再犯防止推進法の成立・施行

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報等を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請願
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

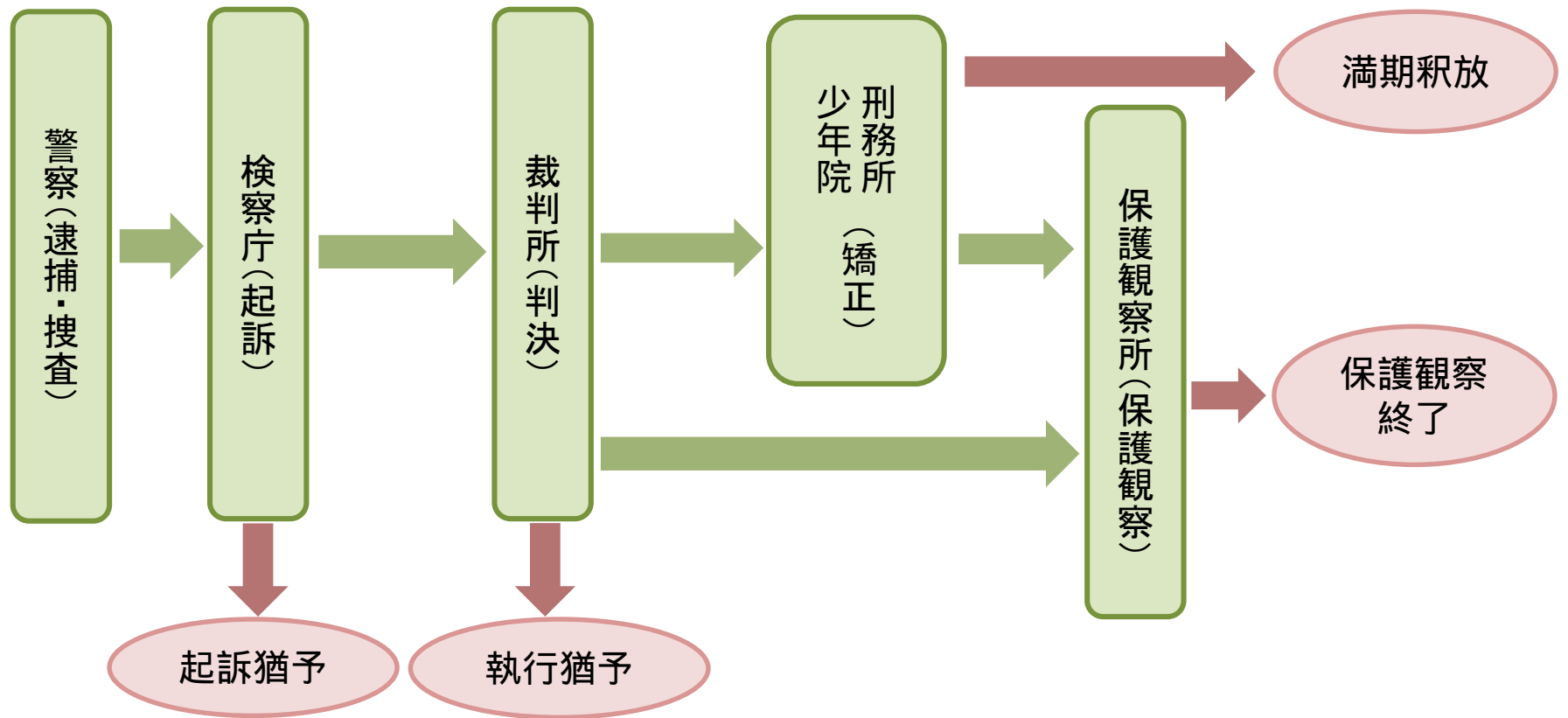
12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進法の理念

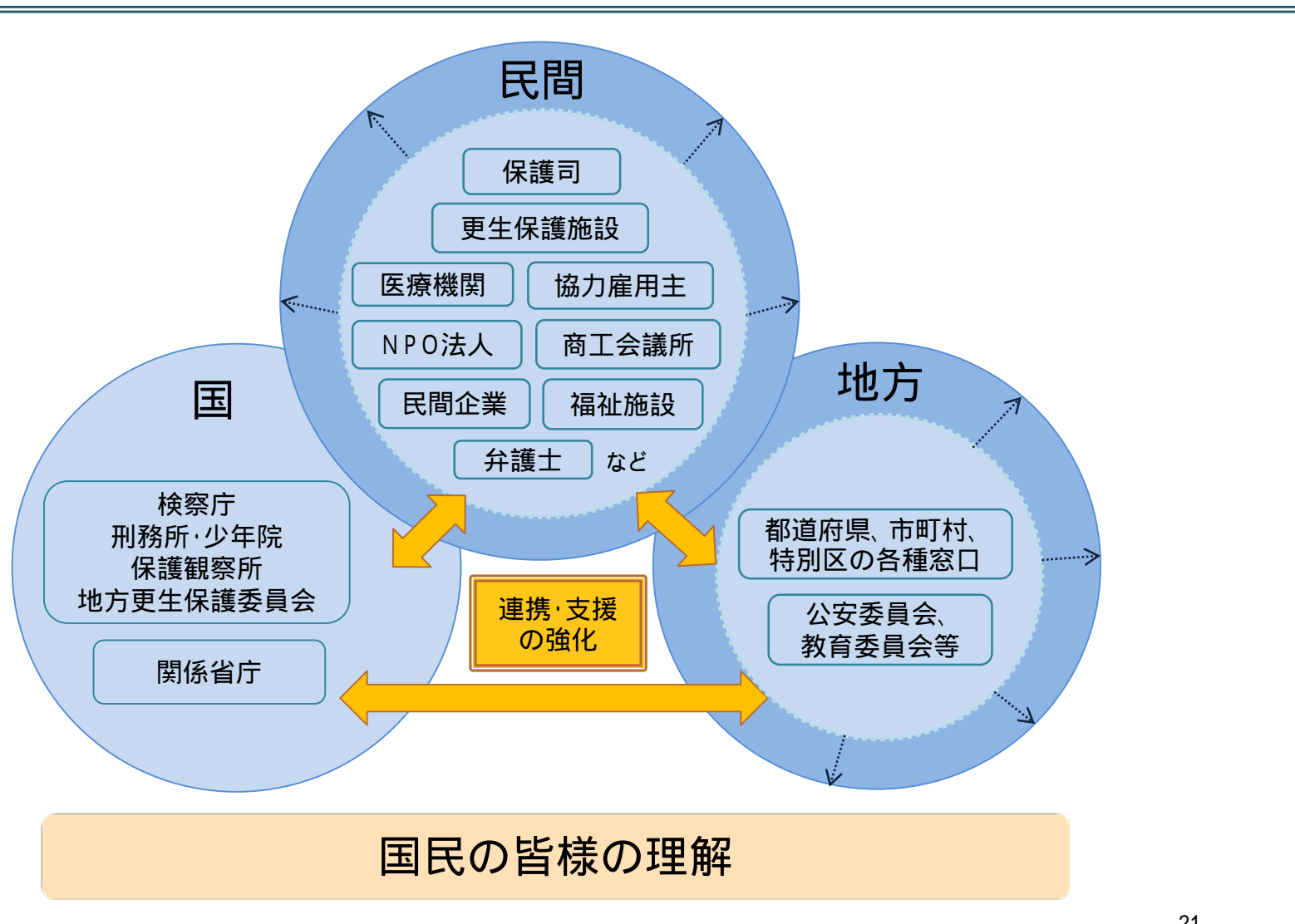
刑事司法手続のあらゆる段階で指導・支援を実施

《刑事司法手続の流れ》



再犯防止推進法の理念

国・地方・民間が密に連携して指導・支援を実施



再犯防止推進計画策定スケジュール

本年中の再犯防止推進計画の策定に向け、法務省内に再犯防止推進計画等検討会を設置
現在、計画案のパブリックコメント実施中

平成29年 2月 第1回・再犯防止対策推進会議(各省局長級)
第1回・再犯防止推進計画等検討会(各省課長級・外部有識者)

→ 以降、次の主なテーマごとに月1回の頻度で検討会を開催

- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用
- ・ 学校等と連携した修学支援
- ・ 効果的な指導の実施
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進
- ・ 地方公共団体との連携強化

10月上旬 再犯防止推進計画(案)の取りまとめ

→ 10月中旬～11月中旬 パブリックコメント

→ 12月頃 再犯防止推進計画の閣議決定

→ 地方ブロックごとに説明会を開催



再犯防止推進計画(案)

5つの基本方針

- 1 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等に、犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪の実態、効果検証・調査研究の成果、民間団体等の意見等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

4つの成果指標

推進計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率
- 3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- 4 主な罪名・特性別2年以内再入率

7つの重点課題とその具体的施策

就労・住居の確保

職業訓練・就職支援を充実させるとともに、職場定着に向けたフォローアップを実施

協力雇用主に対する支援を充実させるとともに、協力雇用主の社会的評価向上の取組等を実施

国による雇用の推進、協力雇用主の受注の機会の増大等

就労と福祉の狭間にある者に対し、障害者支援事業やソーシャルビジネスと連携した支援を実施

矯正施設出所後の適切な帰住先の調整や、更生保護施設等の一時的住居の確保を更に充実

一時的住居の確保に留まらず、地域社会における定住先の確保に向けた取組を実施
住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、
賃貸住宅の供給の促進 等

7つの重点課題とその具体的施策

保健医療・福祉サービスの利用の促進

刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関等との連携を強化

刑事司法手続の入口(起訴猶予等)から出口(矯正施設出所)まであらゆる段階で福祉サービス利用を支援

より効果的な入口支援のための刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討 等

薬物事犯者に対する指導等の充実を図るとともに、より効果的な再犯防止の在り方を検討

薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした効果的な再犯防止方策の検討 等

薬物依存症の治療・支援機関の整備や自助グループを含む民間団体への支援、治療・支援に当たる人材の育成を推進

7つの重点課題とその具体的施策

学校等と連携した修学支援

学校・地域における児童生徒の非行の未然防止に向けた支援を実施

犯罪・非行による学校教育の中断防止や地域社会で再び学ぶための支援を実施
矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実、矯正施設からの進学・復学の支援 等

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

適切なアセスメントと特性に応じた効果的な指導等の実施

性犯罪者、ストーカー加害者、再犯リスクの高い暴力団関係者等、可塑性に富む少年・若年者、特有の問題を抱える女性、発達上の課題を有する者等に対するそれぞれの特性に応じた指導等の実施

再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方に関する調査研究の実施

7つの重点課題とその具体的施策

民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティアその他民間協力者に対する支援を実施

若年層を含めた幅広い年齢層の民間協力者の開拓、更生保護サポートセンターの設置の推進 等

民間協力者が再犯防止活動を実施しやすい環境の整備を推進

更生保護事業の在り方の抜本的見直し、民間資金の活用の在り方の検討 等

社会を明るくする運動を始めとする広報・啓発活動を推進するとともに、民間協力者に対する表彰を実施

民間協力者に対する表彰 等

地方公共団体との連携強化

国が地方公共団体を支援し、地方公共団体による再犯防止の取組を促進

地域のネットワークにおける取組の支援、地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

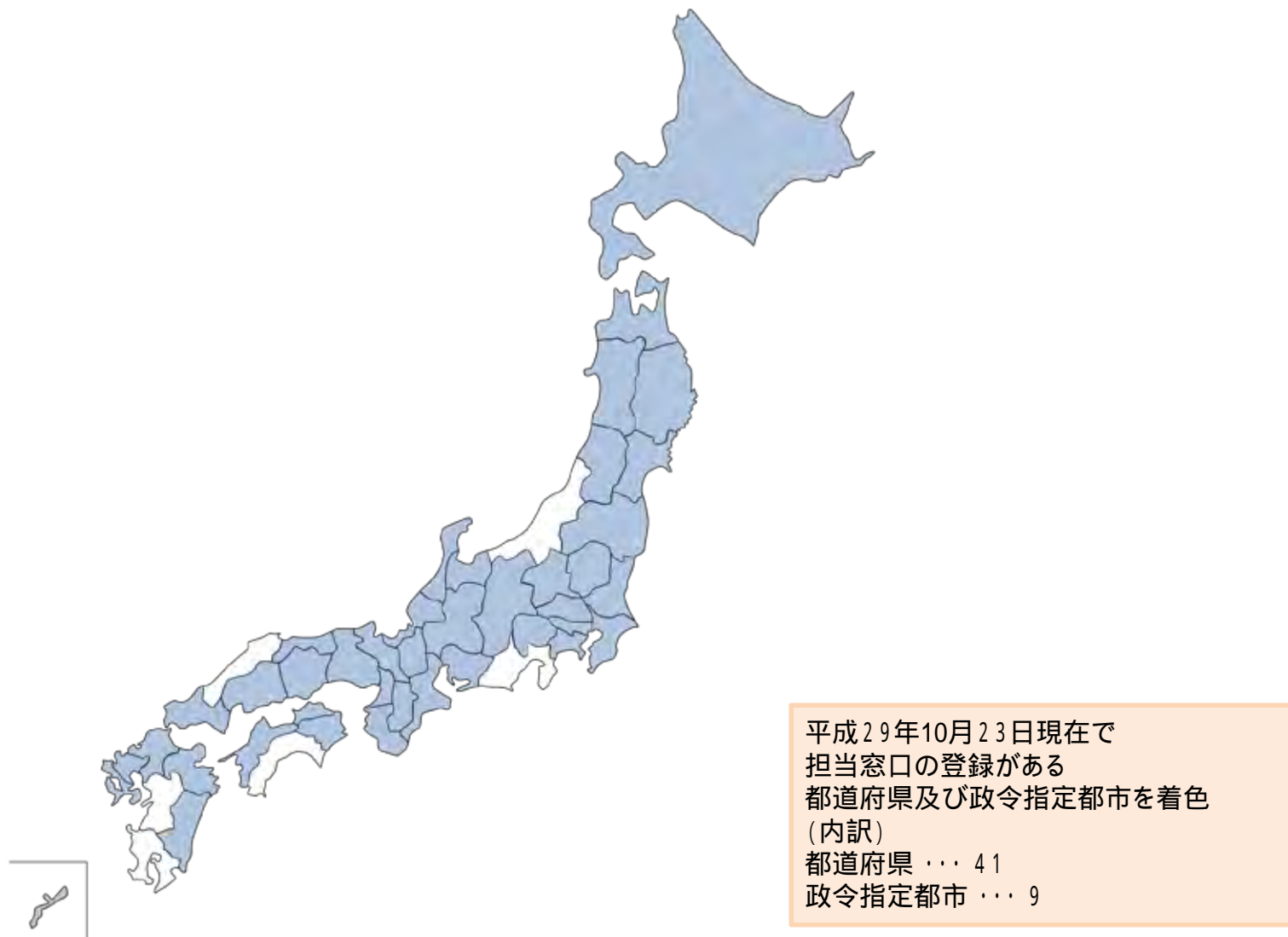
地方公共団体に情報や知見を提供・共有するなどして、国と地方公共団体の連携を強化

関係機関の人的・物的体制の整備

再犯防止関係機関の職員体制の整備や職員研修の充実、矯正施設の環境整備を実施

地方公共団体における取組

地方公共団体における担当窓口の登録状況



地方公共団体による再犯防止施策の先行事例

再犯防止のネットワーク構築

地方公共団体主催による再犯防止に関する連絡会議の設置

(国、地方公共団体及び民間団体のネットワークの構築)

再犯防止や犯罪・非行からの立ち直りに関するシンポジウムや講演会の開催

地域の再犯防止に関する施策や関係機関を取りまとめたハンドブックの作成

就労支援

保護観察対象者の直接雇用

入札参加資格や総合評価落札方式における協力雇用主等に対する優遇措置の導入

民間活動に対する支援

保護司の活動拠点となる更生保護サポートセンターの設置・運営に対する支援

更生保護施設の運営・整備に対する支援

刑事司法と医療・保健・福祉との連携

高齢・障害により自立が困難な犯罪をした出所者や起訴猶予者等を速やかに福祉サービス等につなげるための連携体制の構築

薬物依存のある保護観察対象者やその家族に対する地域の医療、保健、福祉機関による支援の実施

広報・啓発活動

7月の再犯防止啓発月間を中心に、積極的な広報・啓発活動を実施

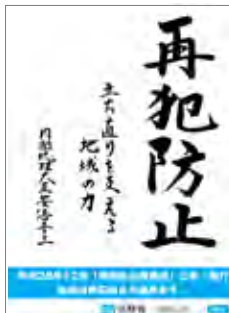
法務省HP
ツイッター

「再犯防止」ポスター

再犯防止推進PRパネル

吉本興業(株)との
タイアップ

映画「ナミヤ雑貨店の
奇蹟」とのタイアップ



「再犯防止」ポスターの掲示(庁舎掲示板)



PRパネルの展示(庁舎玄関)



再犯防止PR動画
「僕が非行から立ち直ったきっかけ」



「立ち直りフェスティバル」
トークショー

